

# 令和3年第4回下仁田町議会定例会会議録第2号（8日）

招集年月日	令和3年12月7日								
招集の場所	下仁田町議会議場								
開閉会日時 及び宣言	開会	令和3年12月7日午前10時00分				議長	島崎 紘一		
	閉会	令和3年12月16日午前11時11分				議長	島崎 紘一		
議員出席状況	議席番号	氏名	応招 不応招 別	出欠席 別	議席番号	氏名	応招 不応招 別	出欠席 別	
応招 12名 不応招 0名 出席 12名 欠席 0名 欠員 0名	1	小井土光弘	○	○	7	佐藤 博	○	○	
	2	大手博幸	○	○	8	千野 榮治	○	○	
	3	佐々木 信也	○	○	9	島崎 紘一	○	○	
	4	岡田 邦敏	○	○	10	堀口 博志	○	○	
	5	木暮 弘元	○	○	11	岡田 武二	○	○	
【凡例】 ○応招・出席を 示す ×欠席・不応招 を示す	6	岩崎 正春	○	○	12	佐藤 公夫	○	○	
会議録署名議員	8番	千野 榮治	10番		堀口 博志				
職務のため議場に 出席したものの氏名	事務局長	岩井 収		書記	佐藤 里奈				
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町長	原 秀男		福祉課長	岡野 宏巳				
	教育長	茂木 学		保健課長	永井 邦佳				
	総務課長	岡野 均		農林課長	佐藤 茂治				
	企画課長	竹内 誠		商工観光課長	佐藤 圭司				
	住民税務課長	猪野 ともえ		建設水道課長	佐藤 正明				
	会計課長	柴田 悦子		教育課長	林 通典				

議 事 日 程 別紙のとおり

---

会 議 に 付 し た 議 件

---

- 1 議案第67号 下仁田町議会島崎紘一議長の不信任決議案
- 2 議案第68号 下仁田町議会千野榮治副議長の不信任決議案

会 議 の 経 過

---

開 会 令和3年12月8日 午前10時00分

---

○議長 島崎紘一 おはようございます。  
これから本日の会議を開きます。

---

○議長 島崎紘一 ここで議長に関わる議案審議のため、議事進行を交代いたします。

千野副議長は議長席へ移動をお願いをいたします。

(8番 千野榮治議員 議長席に着席)

○副議長 千野榮治 島崎議長に代わり議事を進めます。

日程第1、議案第67号 下仁田町議会島崎紘一議長の不信任決議案を議題といたします。

なお、島崎議長に関わる議案のため、地方自治法第117条の規定により、島崎紘一議員の退場を求めます。

(9番 島崎紘一議員 退場)

○副議長 千野榮治 暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時01分

再 開 午前10時02分

○副議長 千野榮治 休憩を解いて再開いたします。

---

○副議長 千野榮治 次に、提案者による提案理由の説明を求めます。堀口博志君  
(10番 堀口博志議員 登壇)

○10番 堀口博志 議案第67号。

令和3年12月7日。

下仁田町議会議長、島崎紘一様。

提出者、下仁田町議会議員、堀口博志。

賛成者、同、小井土光弘、賛成者、同、大手博幸、賛成者、同、佐々木信也、賛成者、同、岡田邦敏、賛成者、同、木暮弘元、賛成者、同、佐藤博、賛成者、同、岡田武二。

下仁田町議会島崎紘一議長の不信任決議案。

上記の議案を、下記のとおり下仁田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提出の理由。

下仁田町議会の長年の慣例として定められている議長職2年を遵守せず、辞職しないことは、議会の信用と信頼を失墜するものであり、議会の秩序を乱し、正常な議会運営を妨げることのみならず、議会が自ら制定した「下仁田町議会基本条例」でも謳われているように、住民の模範となり、規律を遵守すべき議会を冒瀆するものである。また、慣例を認識し、文章化され、確認もしている。

よって、慣例に基づく議長職辞任を再度求め、ここに島崎紘一議長の不信任決議案を提出するものである。

○副議長 千野榮治 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございますか。佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 質疑でよろしいんですね。

○副議長 千野榮治 はい、質疑をお願いします。

○12番 佐藤公夫 では、提案者に質問をします。

この議案書の中で、「下仁田町議会の長年の恒例」となっていますが、恒例でなくて、議長に投票した人たちの申合せ事項ではないかと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○副議長 千野榮治 堀口博志君

○10番 堀口博志 ただいまの質問の中で、長年の恒例とおっしゃいましたが、慣例でございます。

また、理由によりましては、先ほど述べたとおりでございます。

○副議長 千野榮治 ほかに質疑はございますか。佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 この議案の最後から2行目、「慣例に基づく議長職辞任」、慣例に基づく、何の慣例に基づく議長職辞任なんでしょうか。

○副議長 千野榮治 堀口博志君

○10番 堀口博志 お答えします。

2年で交代している慣例でございます。

○副議長 千野榮治 ほかに質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

○副議長 千野榮治 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。  
討論ございますか。佐藤公夫君

(12番 佐藤公夫議員 登壇)

○12番 佐藤公夫 二元代表制の議会において、不信任決議案、それも議長に対する不信任決議案ということは、議長が責務を果たさず、住民、町民に大変な迷惑をかけた事例があれば不信任決議案が妥当かと思えます。

この2年間、現職議長は責務を十分に果たし、町民に迷惑をかけることはございませんでした。

本来、二元代表制の議会で不信任決議案を提出するのは、まず議長に対するのは全国的に見てもまれな事例であります。地方議会が不信任決議案を出すのは、首長に対する不信任決議案が99.9%です。議長に対する不信任決議案は他の都道府県で出された例は過去に何例かあります。

任期、地方自治法で4年に定められておりますが、その任期を現職議長は全うしたいと。現職議長を選出した有権者である議会議員の皆さんが、現職議長の記名で投票するときに、あんに記名をするから2年たったら辞職届を出すんだよというような約束で現職議長を記名をしたか。ただ、しばしば口約束は破られる事例があります。

通常選挙が終わった後に、9月定例会でまず第一に議会議長の選出をしなければならぬと。どなたが立候補するかなど。議長経験のないあれとこれが立候補するだろうという予測を立てていたところが、議会議員選挙で最下位で当選した人が議長選に立候補して議長になったけれども、佐藤さん、議会はどうなっているんだいという町民の声が大変多く寄せられておりました。私も不思議には思っておりましたけれども、時間がたつごとにだんだんいろいろな情報が私どものところに届いてまいりました。1年たち、間もなく2年目の9月の定例会が間近に控えたときに、また議会議員の議員構成の12名以外のところから、今度はやつを議長にするんやという情報が流れてまいりました。議会の独立性を守るために議会以外の付度を受けた1町民の希望に沿って議会の独立性を脅かされている現状を考えると、現職議長に法律に基づいて4年間の議長を務めてもらおうと、以上が反対の理由であります。

以上。

○副議長 千野榮治 ほかに賛成討論ございますか。はい。

○12番 佐藤公夫 ほかにではなくて、提出者は、私は反対討論したんだから、

議案を提出するだけでなく、この8名の方の中から賛成、何で賛成なんだとその理由をはっきり述べて、満場一致でこの不信任案が可決されるよう賛成討論を正々堂々と述べていただきたい。

○副議長 千野榮治 　　ただいま、佐藤議員のほうからそういう発言がございました。これについて賛成討論ございますか。

○12番 佐藤公夫 　　何のために議案出したんだ。

○副議長 千野榮治 　　賛成討論がないようですので、これで討論を終結してよろしいでしょうか。

（発言する声なし）

○副議長 千野榮治 　　それでは、討論がないようですので認め、討論を終結して採決いたします。

議案第67号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

（「嫌々なら手を挙げるな」の声あり）

○副議長 千野榮治 　　賛成多数です。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

○副議長 千野榮治 　　ここで、副議長に関わる議案審議のため、議事進行を交代いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 　　午前10時15分

再 開 　　午前10時17分

○議長 島崎紘一 　　休憩を解いて再開いたします。

○議長 島崎紘一 　　次に、日程第2、議案第68号 下仁田町議会千野榮治副議長の不信任決議案を議題といたします。

なお、千野副議長に係る議案のため、地方自治法第117条の規定により、千野榮治議員の退場を求めます。

（8番 千野榮治議員 退場）

○議長 島崎紘一 　　暫時休憩いたします。

休 憩 　　午前10時18分

再 開 　　午前10時18分

○議長 島崎紘一 　　休憩を解いて再開いたします。

○議長 島崎紘一 　　次に、提案者により提案理由の説明を求めます。堀口博志議員

（10番 堀口博志議員 登壇）

○10番 堀口博志 議案第68号。

令和3年12月7日。

下仁田町議会議長、島崎紘一様。

提出者、下仁田町議会議員、堀口博志。

賛成者、同、小井土光弘、賛成者、同、大手博幸、賛成者、同、佐々木信也、賛成者、同、岡田邦敏、賛成者、同、木暮弘元、賛成者、同、佐藤博、賛成者、同、岡田武二。

下仁田町議会千野榮治副議長の不信任決議案。

上記の議案を、下記のとおり下仁田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提出理由。

下仁田町議会の長年の慣例として定められている副議長職2年を遵守せず、辞職しないことは、議会の信用と信頼を失墜するものであり、議会の秩序を乱し、正常な議会運営を妨げることのみならず、議会が自ら制定した「下仁田町議会基本条例」でも謳われているように、住民の模範となり、規律を遵守すべき議会を冒瀆するものである。また、慣例を認識し、文章化され、確認もしている。

よって、慣例に基づく副議長職辞任を再度求め、ここに千野榮治副議長の不信任決議案を提出するものである。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 9月の定例会、10月28日にも申し上げましたけれども、不信任決議案でなくて副議長辞職勧告決議案が適当だというお話をしておりますけれども、こういうものを不信任決議案で全く議会として恥ずかしい議案が提出されていますけれども、なぜ不信任決議案になんだかな。辞職勧告決議案として出されないのか、その辺のところをお尋ねします。

○議長 島崎紘一 提案者

○10番 堀口博志 お答えいたします。

辞職決議案とは、議員を離職するものであって、不信任案とは、副議長職を信頼できず、離職をしてもらいたいものであるから不信任案でございます。

○議長 島崎紘一 ほかにございますか。佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 副議長が町民に不利益を与えるような議長の責務を果たしておったか。その事例をお尋ねします。

○議長 島崎紘一 提案者

○10番 堀口博志 お答えします。

ただいまの質問は、不信任案を出す理由には該当しませんのでお答えはできません。

○議長 島崎紘一 ほかにございますか。

(発言する声なし)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論ございませんか。岩崎正春君

(6番 岩崎正春議員 登壇)

○6番 岩崎正春 千野副議長の不信任決議案に反対する討論を行います。

慣例は議会運営上都合のよい申合せですが、しかし、副議長の任期は自治法103条により、議員の任期による4年とうたわれております。また、同法108条には、副議長は議長に辞職を申し出る行為をもって辞職することができるがあるが、我が議会、過去の議長職、副議長職を見ても、慣例の解釈も様々であります。

一方、副議長として町民のために任期を全うしたいという公選による議員としての権利は、任期中、責務に問題がない限り尊重されなければなりません。繰り返し不信任案が議案として上程することに議員としての名誉に打撃を与える懸念があり、人権上の問題もあるのではないかと思います。

もっと話し合いを根気強く続けるべきだったが、10月14日議員協議会以前にリセットできない以上、慣例に対するそごが解決しないまま、こうした決議案に至ったことは議会史上の汚点となり、残念と言わざるを得ません。

こうなった以上、私は最終的には法の下に従い、法を守る以外にないので、上記の理由により同案には反対であります。

以上です。

○議長 島崎紘一 ほかに討論ございますか。

○12番 佐藤公夫 情けない話だな、おい。賛成討論やってみろよ。ただ議案出せばいいってもんじゃないだよ。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 暫時休憩取ってもらって、提出者と賛成者の中から賛成討論をしてもらおうよう協議してもらいたいと思います。

○議長 島崎紘一 言葉を返すようではありますが、討論については賛成あるか、反対あるかのみでございますので、その発言を真剣に受け止めて、しかるべき時期に議会運営委員会を開催し議論をしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 ただいまの議長の采配は、誠にもって議長としてふさわしい采配であります。そういうような議長を今後も続けていっていただきたい。

○議長 島崎紘一 ほかに討論ございますか。

(発言する声なし)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結し採決いたします。

議案第68号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長 島崎紘一 多数であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

ここで退席していただいた千野榮治議員に再入室していただきますので、暫時休憩いたします。

(8番 千野榮治議員 入室)

休 憩 午前10時28分

再 開 午前10時29分

○議長 島崎紘一 休憩を解いて再開いたします。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第3……

(「議長、よろしいですか。発言をお願いいたします。」の声あり)

○議長 島崎紘一 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時30分